

公営企業の範囲について

令和元年6月13日

総務省自治財政局公営企業課

《地方公営企業法を適用する範囲》

- 公営企業会計の適用拡大の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法の適用を義務付ける対象事業の範囲の拡大について、検討を行う必要があるのではないか。
 - ◆ 上記の検討に当たっては、特に、全国的に事業数が少ない事業や、民間代替性が高い事業等について、その経営の実態や、地方公共団体の関与のスタンス等を十分に把握することが必要ではないか。
 - ◆ また、地方公営企業法の適用に当たり、各公営企業においては、法の規定の全部適用又は一部適用（財務規定等）のいずれかを選択することとなるが、その検討に資する観点から、財務規定等以外の規定についても、制度の活用状況等を検証すべきではないか。
- 上記の検討に当たっては、地方公営企業法に新たに位置付ける制度との関係も踏まえるとともに、地方財政法等における特別会計設置義務の対象事業の範囲や公営企業債を発行可能とする事業の範囲、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における経営健全化計画を策定すべき事業の範囲との関係のあり方についても、併せて検討すべきではないか。

「地方公営企業法を適用する範囲」に係る現行制度と論点について

- 1 現行制度においては、地方公営企業法の適用を受ける企業は「地方公共団体の経営する企業」のうち当然適用のものについて具体的な事業が規定され、それ以外は任意適用となっている（地方公営企業法第2条）。
当然適用の8事業については、基本通知において各事業の範囲を示している。
「地方公共団体の経営する企業」の範囲についてはその基準が明らかではないため、任意適用ができる企業の範囲は必ずしも明らかにされていない。
※ 以前は、基本通知において経費回収率に係る基準（その経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものであること）が示されていたが、平成26年度に会計適用拡大のロードマップを示す際に削除した。
- 2 地方財政法第5条第1号の公営企業（公営企業債を発行するもの）についても、「地方公共団体の行う企業」と規定されているのみで、具体的な基準は示されていない。
特別会計設置義務を規定する地方財政法第6条に基づき地方財政法施行令で定める公営企業（13事業）についても、事業名は列挙されているが、その各事業の範囲については必ずしも明らかにされていない。
- 3 このように、（地方）公営企業については、現時点において、全体を通じた統一的な基準でその範囲が示されていない。実態としては、地方公共団体が、「経営する企業」と認識しているかどうかによるとともに、決算統計において総務省が示した事業などを踏まえ、公営企業の範囲が理解されていると考えられる。
- 4 地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、事業ごとの経営健全化を図る単位としての公営企業は、地方公営企業法を適用する企業と地方財政法施行令で定める公営企業（13事業）と規定している。
※ 地方財政法施行令で定める公営企業以外の事業であって、地方公営企業法を適用していない事業については公営企業として扱われない。
- 5 なお、平成17年度までの地方債の許可制時代においては、浄化槽等について、特別会計設置を前提に、公営企業債の対象として新たに追加する運用などを行っていた。
- 6 地方公営企業法の適用を義務付ける対象事業の範囲の拡大の検討に当たっては、各事業における公営企業会計適用の進捗を踏まえつつ、その経営実態に基づき、将来にわたり企業として持続的な経営を確保することが必要な事業であるかという視点で検証することが必要なのではないか。

【参考1】地方公営企業法の規定を任意に適用できる事業の範囲の解釈について

- 地方公営企業法の規定を任意に適用できる事業の範囲については、同法施行令において「主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもの」と規定されている。
- この解釈について、従前は基本通知において「その経常的経費の少なくとも七十～八十%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものであること」との要件を定めていたが、平成27年1月の改正により削除。

法制定当時の解釈

- 地公企法の制定時(昭和27年)、条例で法の規定の全部又は一部を適用することができる企業として、以下の2つが規定(地公企令第1条)。
 - ① 法の規定の適用を受ける事業でその常時雇用職員数が法の定める数に満たないもの
 - ② 地方競馬事業、自転車競走事業、モーターボート競走事業その他主としてその経費は当該企業の経営に伴う収入(地方債による収入を含む。)をもって充てるもの
- この解釈として、基本通知(※)において、「企業」とは、地公企令第1条に例示されているものに準ずる純粋に経済的なものを予想しており、かつ、「主として」その経費を当該企業の経営に伴う収入をもって充てるものとは、当該企業に料金その他の収入があり、地方債を除く収入で経常費のおおむね70～80パーセント程度を賄い得るものをいうものとされた。
 - － あわせて、これら程度内のものであっても法の趣旨に照らし、可及的に経済的に自立し得るものに限る趣旨であるから、条例で法の規定の全部又は一部を適用しようとする場合には、よく当該事業の実態を判断し、慎重に取り扱う必要があるとされた。
- ※ 「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」(昭和27年9月29日自乙発第245号)
- なお、②の事業については昭和35年の法改正により規定が削除されているが、その後においても上記の解釈は変更されず、通知の文言の改正も行われなかった。

平成27年の見直し

- 平成26年度末当時、以下のような背景により、法非適用事業に対する公営企業会計適用の必要性が伸長した。
 - － 経営・資産の状況の適切な管理や民間活用の一層の推進のため、公営企業会計を活用した分析が必要となること
 - － 健全化法の施行により、法非適用事業であっても地財令規定事業であれば経営の健全性が求められるようになったこと
- そうした状況の中で、経費回収率の低い公共下水道や簡易水道についても、公営企業会計の適用を促すため、「公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ」を示すに当たり、経費回収率を問わず全般的に任意適用することができるよう、基準を見直す必要が生じたことから、通知の文言を削除。

【参考2】流域下水道、集落排水、浄化槽に対する地財措置の取扱いに係る経緯

- 地方財政法令上、下水道事業は「公共下水道事業」（第46条第13号）として規定（昭和35年改正により追加）
- その後、下水道事業債の対象事業に、流域下水道、集落排水、浄化槽が順次追加

<流域下水道>

S40	地方債計画に下水道事業債（中小規模下水道分）の一部として計上 ※ 昭和40年、寝屋川流域において全国初実施 ※ 昭和43年、「地方債許可方針の運用について」に記載され、下水道事業債（流域下水道分）として計上
S46	「地方債許可方針」に対象事業として起債 ※ 昭和45年、下水道法改正により法制化

<集落排水施設>

S61	農業集落排水施設が「地方債許可方針」に対象事業として記載 ※ 「昭和61年度の準公営企業債等の取扱いについて（通知）」において特別会計による経理が要件化
H元	漁業集落排水施設が「地方債許可方針」に対象事業として記載 ※ 「平成元年度の下水道事業債の取扱いについて（通知）」において特別会計による経理が要件化
H6	小規模集合排水処理施設が「地方債許可方針」に対象事業として記載 ※ 「小規模集合排水処理施設整備事業について」（平成6年2月24日付け自治事務次官通知）、「平成6年度の下水道事業債の取扱いについて（通知）」において特別会計による経理が要件化
H7	林業集落排水施設、簡易排水施設が「地方債許可方針」に対象事業として記載 ※ 「平成7年度の下水道事業債の取扱いについて（通知）」において特別会計による経理が要件化

<浄化槽>

H6	特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設が「地方債許可方針」に対象事業として記載 ※ 「市町村が公営企業により行う個別合併処理浄化槽の整備及び維持管理について」（平成6年2月24日付け自治事務次官通知）及び「平成6年度の下水道事業債の取扱いについて（通知）」において特別会計による経理が要件化
----	---

① 地方公営企業法の当然適用となる公営企業 (地方公営企業法第2条第1項・第2項)

【全ての規定】

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・軌道事業
- ・自動車運送事業
- ・鉄道事業
- ・電気事業
- ・ガス事業

【財務規定等のみ】

- ・病院事業

② ①以外の特別会計設置義務のある公営企業 (地方財政法第6条・地方財政法施行令第46条)

- ・交通事業(船舶運航事業)
- ・電気事業(電気事業法に規定する電気事業以外のもの)
- ・簡易水道事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・公共下水道事業
- ・観光施設事業
- ・港湾整備事業(港湾機能施設のみ)
- ・宅地造成事業

- ・駐車場整備事業
- ・発電(附帯事業)
- ・その他事業(法適用)

- ・その他事業(法非適用)
 - 飲料水供給施設
 - コミュニティプラント
(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくし尿処理施設)
 - その他(墓園、産業廃棄物処分場、ケーブルテレビ)

- ・一般行政病院、診療所
- ・公営競技

- ・公共下水道以外の下水道事業(集落排水事業・浄化槽・流域下水道)
- ・有料道路事業
- ・介護サービス事業

③ 公営企業決算統計対象の公営企業

④ 公営企業債を発行する事業

※ 公営企業型地方独立行政法人や公営企業に準ずる第三セクターに対する出資金や貸付金等についても公営企業債の対象とし、類似の公営企業と同様の地方財政措置を講じているものもある。

今後の取扱いを検証すべき事業等

公営企業の定義等について(当然適用事業)

資料3-3

区分	事業名	基本通知で示されている根拠法等	事業の定義等
① 地公企法 当然適用	水道	水道法にいう水道事業 (水道用水供給事業を含み、簡易水道事業を除く。)	水道事業【水道法第3条第2項】
			水道用水供給事業【水道法第3条第4項】
	工業用水道	工業用水道事業法にいう工業用水道事業	【工業用水道事業法第2条第4項】
	軌道	軌道法にいう運輸事業 (軌道法が準用される無軌条電車事業を含む。)	【軌道法第3条】
	自動車運送	道路運送法にいう自動車運送事業	【道路運送法第2条第2項】
	鉄道	鉄道事業法にいう鉄道事業 (索道事業を除く。)	【鉄道事業法第2条第1項】
	電気	電気事業法にいう電気事業	【電気事業法第2条第1項第16号】
			改正電気事業法の発電事業であっても、一般会計における事業の附帯事業として発電事業を行っている場合及び他の公営企業の附帯事業として発電事業を行っている場合は、公営企業として取り扱う必要はない (H28.4.1「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業法等の運用について」総務省公営企業経営室長通知)
ガス	ガス事業法にいうガス事業	【ガス事業法第2条第11項】	
病院	医療法にいう病院の建設及び運営に係る事業 (大学附属病院等、主として一般行政上の目的から経営しているものを除く。)	【医療法第1条の5第1項】	

(凡例)

- …各事業法の根拠規定
- …その他の通知等で示している事項

公営企業の定義等について(法非適用事業①)

区分	事業名	決算統計において示されている根拠法等	細事業	事業の定義等
② 地財法 特別会計 設置義務 (①以外)	船舶運航	なし		船舶運航事業
	電気	なし		電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業の要件を満たさないものの、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ毎年継続的、反復的な売電を実施している事業又は実施を予定し建設中の事業 改正電気事業法の発電事業の要件を満たさないものの、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ毎年継続的、反復的な売電事業を行っている場合には、当該売電事業は法非適用の電気事業となる(H28.4.1「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業法等の運用について」総務省公営企業経営室長通知)
	簡易水道	なし		簡易水道事業
	港湾整備	なし		ふ頭用地の造成及び上屋、荷役機械、貯木場、引船等の建設を行い、これらの施設(港湾機能施設)を使用させる事業
	市場	卸売市場法		卸売市場法第5条の規定により農林水産大臣が定めた「中央卸売市場整備計画」に基づく事業(中央卸売市場)及び第6条の規定により都道府県知事が定めた「都道府県卸売市場整備計画」に基づく事業(地方卸売市場及び水産物流加工施設)
	と畜場	と畜場法		と畜場法第3条に定める事業
	観光施設	なし	休養宿泊施設	国民宿舎、ユースホステル等宿泊施設を有する事業
		鉄道事業法	索道	鉄道事業法第2条第5項に定める事業
		なし	その他観光施設	休養宿泊施設事業及び索道事業以外の観光施設事業
	宅地造成	なし	臨海土地造成	宅地造成事業のうち臨海土地造成事業
その他宅地造成			宅地造成事業のうち内陸工業用地等造成事業、流通業務団地宅地造成、都市開発事業(土地区画整理事業及び市街地再開発事業)及び住宅用地造成事業	
下水道法	下水道法	公共下水道	下水道法第2条第3号に定めるもの	
		特定公共下水道		
		特定環境保全公共下水道		
③ 公営企業 決算統計 対象事業 (①、② 以外)	下水道	流域下水道	下水道法第2条第4号に定めるもの	
		各交付金等実施要綱等	農業集落排水施設	各交付金等実施要綱等による農業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの
			漁業集落排水施設	各交付金等実施要綱等による漁業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの
			林業集落排水施設	各交付金等実施要綱等による林業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの
		元気な地域づくり交付金実施要綱等	簡易排水施設	元気な地域づくり交付金実施要綱等による簡易排水施設で、汚水処理を実施しているもの
		小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱	小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱による小規模集合排水処理施設で、汚水処理を実施しているもの
		各種交付金等交付要綱	特定地域生活排水処理施設	各種交付金等交付要綱による特定地域生活排水処理施設
個別排水処理施設整備事業実施要綱	個別排水処理施設	個別排水処理施設整備事業実施要綱による個別排水処理施設		

公営企業の定義等について(法非適用事業②)

区分	事業名	決算統計において示されている根拠法等	細事業	事業の定義等
③ 公営企業 決算統計 対象事業 (①、② 以外)	有料道路	道路整備特別措置法、道路運送法、道路法		道路整備特別措置法第18条、道路運送法第47条及び第61条、道路法第25条等に基づく事業
	駐車場整備	駐車場法		駐車場法第2条第2号に定める路外駐車場及びその他の駐車場の整備事業
	介護サービス	介護保険法	指定介護老人福祉施設	介護保険法第48条第1項第1号
			介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
		老人福祉法 介護保険法	老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3に規定する「老人短期入所施設」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの
			老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2に規定する「老人デイサービスセンター」で、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項に規定する指定を受けたもの
		健康保険法 介護保険法	指定訪問看護ステーション	健康保険法第89条に規定する指定訪問看護を行う事業所で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの
		介護保険法	介護医療院	介護保険法第8条第29項
	その他 (法適用のみ)	なし		地方財政法施行令第46条に定める事業以外の事業

(凡例)

- …決算状況調査作成要領の定義
- …その他の通知等で示している事項